

第15回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月8日(水) 午後2時00分～2時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 7番 島田 信成
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 事務局 係長 國府田 諭 主事補 小林 智貴
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
 - 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画申請について
 - 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 報告第16号 農地改良届出について
6. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第15回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第15回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号2番金子節夫委員、同じく3番松崎マサエ委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第45号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第45号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年9月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから2ページを参照してください。以上です。なお申請地は草木が繁茂しており、速やかに適正な管理を行う事を許可の条件として付け加えることが適切かと思われまます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>

	<p>挙手全員、よって本案件は速やかに適正な管理状態にすることを許可条件として、許可することと決定いたします。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第47号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案第47号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年9月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、3ページから6ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
4番(松島)	<p>4番松島です。9月6日に事務局と2班で行いました。申請地は大字篠塚字水立地内、案内図は資料3ページ、付近状況図は4ページを参照してください。申請地は邑楽南地区地区計画区域内の第2種農地となっております。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願いま</p>

事務局(國府田)	<p>す。</p> <p>番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、7 ページから 10 ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
2 番 (金子)	<p>2 番金子です。9 月 6 日に事務局と 2 班で行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料 7 ページ、付近状況図は 8 ページを参照してください。申請地はその他第 2 種農地と判断されます。2 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、3 番については、議案第 46 号の 1 番と関連がありますので、一括して審議いたします。事務局より、説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号 3 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、11 ページから 14 ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>

2番（金子）	<p>2番金子です。9月6日に事務局と2班で行いました。申請地は大字中野字荒工地内、案内図は資料11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地は農地の拡張は見込めず、その他第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、4番について事務局より、説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、15ページから18ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
4番（松島）	<p>4番松島です。9月6日に事務局と2班で行いました。申請地は大字篠塚字西ノ根地内、案内図は資料15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地は東小泉駅から500メートル以内であり、公共施設近距離区域内の第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑</p>

	<p>に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、5番について事務局より、説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、19ページから22ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
3番(松崎)	<p>3番松崎です。9月6日に事務局と2班で行いました。申請地は大字鶉新田内ノ原地内、案内図は資料19ページ、付近状況図は22ページを参照してください。申請地はその他第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>続きまして議案第46号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についての1番ですが、議案47号の3番と関連がありますので、そちらで一括して審議いたします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第15号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてを議題といたします。事務局より一括して報告を願います。</p> <p>事務局(國府田) 報告第15号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和3年9月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番から5番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については23ページか24ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> <p>会長(天谷) 続きまして、報告第16号農地改良届出についてを議題といたします。事務局より報告を願います。</p> <p>事務局(國府田) 報告第16号農地改良届出についてであります。次の通り、農地改良届出があったので報告します。令和3年9月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については25ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> <p>会長(天谷) 以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第15回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--	---

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和3年10月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 金子 節夫

委員 松崎 マサエ